

体罰について

～地域の宝を守るために～



牧村範康 議員

全国で体罰の問題が表面化しているが、池田町の少年団や部活動における体罰の状況をどのように認識しているのか。また、体罰と熱意ある指導の境目はどこにあると考えるのか。

教育長

昨年6月に町内小学校において体罰があり、加害職員には嚴重注意の指導処分を行った。被害児童・保護者へ家庭訪問し説明及び謝罪した。現在、実態把握調査を行った結果、新たな事案はないが、体罰禁止の徹底を一層図っていく。また、熱意の延長として子供へ叱責や罰を与えることは時には必要であるが、子供の尊厳を著しく傷つける言動や肉体的苦痛を与える懲戒は決して許されないと考える。

教育基本法11条前段にある、「懲戒」についての見解及び現在の教職員の聖職的意識とコミュニケーション能力の現状認識と対策をどう考えるか。

教育長

放課後の居残り、授業中の



熱心に指導する指導者

起立、学習課題や清掃活動などの懲戒の具体例があり、肉体的苦痛を与えない限り体罰にはあたらなないと認識のもと、現場では必要に応じて懲戒を与えている。また、教師には思いを伝える力や子供の心を読み取る力が求められる。従って、学級経営力や生徒指導力を高める研修を現場の学校内で行っていくことが大切であると考える。町の教育センター内の資質を高める部会を十分機能させたい。

幅広い教養と人間力豊かな先生によって、体罰の根絶とともに地域の宝を育てていきたい。また、教師不足を補完する意味でも私立中学（中高一貫）校の誘致も視野にいれた地域教育の改善に取り組んで欲しい。

ホスピスについて

施設誘致と在宅ケア窓口を

在宅ホスピスや相談窓口の設置についての考えはどうか。

町長

在宅ホスピスは家族の問題や巡回訪問等の問題もあるので、今後、多方面から検討していく。また、相談窓口は保健センターや高齢福祉課が担当になると思うが、専門の関係機関と連携調整を図っていくか検討していきたい。

自らの意思と選択に基づいて、主体的に最期の時までを快適に生き、安らかな尊厳に満ちたターミナルケアを行えるホスピスの施設は、県下5箇所あるが西濃県域にはない。福祉の町、健康文化都市を掲げる池田町は、自然豊かで日本一の池田温泉を有する風光明媚な好立地である。是非、池田山麓にホスピス施設の誘致を考えて欲しいが。

町長

池田町はホスピスには最適地であると考えている。過去にも山麓でと相談はあったが下水の問題や費用の問題等で断念された。人の手配や費用や設置条件の問題もあり今後の検討課題と考える。



ホスピス施設誘致に最適な池田山麓